

●  
資料編  
●

### 〈第3章フットワーキング編ヒアリング結果〉

機関名 三井不動産

業種 不動産（新本牧地区に高層住宅を建設中）

対象者 三井不動産 三井建設 東京コモンアンテナ

CATVへの考え方・取組み方

- ・一部地域でエントリーをしているが、CATV事業には有料化の可能性等、現状では疑念が多いので、実際には及び腰。
- ・従って、現状は団地等共聴システム、自社の開発に係る対策は必要最小限の難視対策施設の建設にとどまる。

新本牧地区との関連

- ・⑩、⑪街区に建設する高層集合住宅（六一年二月着工、六一年夏売り出し、／六三年三月竣工／最終七〇〇戸規模）は、新本牧CATV並みの仕様とする。

併せて、団地内自主放送のシステム、それに対応する簡易スタジオ施設をつくる予定。

- ・当住宅建設に伴う受信障害は、東京コモンアンテナの調査によると、六一年三月から漸増し、最終的には本牧町四丁目中心に一、〇〇〇戸＋αが予測される。そのため、当社負担により、永久補償のCATV施設を作り、当社の責任において維持管理する。

ただし実質負担は高層住宅入居者に転嫁。

- ・高層住宅の仕様基準は、第一期売出し（六一年夏、予定）には標示内容に負担等を含めなければならないので、早急に指示されたい。

機関名 日本電信電話（NTT）

業種 通信業（新本牧地区の設計施工を担当）

対象者 関東総支社 通信システムサービス部

CATVへの考え方・取組み方

- ・本社サイドの基本姿勢は、「設備等の受託は積極的に行う。しかし、CATV事業自体にはタッチしない」
- ・担当セクションは、

本社——高度通信事業本部ないし企業通信システム事業部

関東総支社——通信システムサービス部

新本牧地区との関連

- ・設計・施工主体。（協和電設が下請け）
- ・現在、瑕疵担保に準じる形で、完成部の維持、管理を行う。
- ・全施設完成後の保守・管理についても受託の希望を持つ。
- ・〈他施設等との接続上の留意点〉
- ・集合住宅地区には、B型タップオフまで入っている。戸数が二〇〇〜三〇〇戸以上になる場合には、分配増幅器が必要となる。
- ・グレードの異なる施設との接続は、技術的にはできるが、基本的には当システムと同一グレードの機器、同一レベルの技術での施工が保守・管理上の不安がなくベスト。接続基準（機器の仕様、施工技術の水準、保守・管理及び回線状況の報告等）の設定が不可欠。
- ・他のCATV施設が、隣接してあることによる影響は受けない。

機関名 テレビ神奈川（TVK）

業種 放送局（地域U局）

対象者 報道制作局ワイド番組部長 中島氏

CATVへの考え方・取組み方

〈CATVへの考え方〉

- ・既存波（VHF、UHF）が、一波送出、広域であるのに対し、CATVは多チャンネル、モアサービス、狭域。
- ・従って、CATVの事業戦略は、
- ①多チャンネル、モアサービスの優位性を活かす。
- ②視聴者の負担意識が乏しいので、多チャンネル、モアサービスは、既成の物をうまくとり込んで、低コストで上げる。また、地域CMのスポンサーを開拓する。
- ③②を見通した形で、施設レベルを定め、必要最小限の先行投資にとどめる。
- ④U波がV波の穴ねらいで番組編成を行っていると同様に、CATVは既存波の穴をねらった番組編成を志向する。（自主放送チャンネル等）

〈CATVへの取組み方〉

- ・かつては、前常務がCATVを一応担当していたが、現在は組織的にも、個人的にも、担当部署はない。
- ・しかし、各社のCATVに対して、
- ①同時再送信への同意。
- ②自社制作番組の提供。
- ③番組制作ノウハウの提供等の協力は行っている。
- 〈CATVへの将来性〉

・前途は容易ではないが、やるかぎりは厳しいコスト意識に徹することが、何よりも必要。  
新本牧地区との関連

・以下の協力が考えられる。

- ①同時再送信②自社制作番組の廉価貸出し。(3/4インチビデオ)
- ③直接あるいは子会社(TV Kエンタープライズ、TV Kサービスの二社)を介しての、制作ノウハウの提供、制作受託、スタジオオペレーション等の受託。スタジオ、撮影器材等の貸し出し。
- ④逆に、CATV制作番組のオン・エア。(再放送及び、同時中継)

・助言としては、

- ①新本牧周辺地区へのエリア拡張②視聴者ニーズに合致した低コスト番組の制作③きめ細かなスポンサー開拓。(安価な料金体系の設定)
- ④MM21等との提携によるソフト費の軽減など。

機関名 ニチイ

業種 小売業(新本牧センター地区出店意向)

対象者 ニチイ新本牧開発室次長 青木氏

ニューメディア全般への対応策

- ・五九年、本社総合企画室が中心となり、ニューメディア対応の基本的考え方をまとめた。
- ① 将来的にも、ホームショッピングの方向ではなく、「来店促進」の方向で、ニューメディアを考える。
- ② 店舗は、業態を多様化すると共に、物販中心から生活情報発信基地の方向で整備する。そのため、ニューメディアも活用する。

③ 当面は、ソフトの開発力——ハード活用の前提と考える——を蓄えることに重点をおく。

・キャブテンには、IPとして参加し、勉強中。

・ミニFMステーション、貸しスタジオを持つ店舗もある。

#### CATVへの考え方・取組み方

・西武グループ、ユニーのようにCATV事業を主体として行う考え方はない。

・CATV事業は、四、五万世帯の対象エリアがないと成立し難い。(かつての当社試算)また、既存マスメディアと対抗し得るソフトの提供等も非常に難しい。

・CATV施設を持つ店舗はない。(CATV事業が盛んな地区への出店が、従来はなかった)

#### 新本牧地区との関連

・運営主体として参加することは避けたいが、ACC Sと地区店舗の関係程度は、当然考えている。

- ①寄附行為 ②館内発信 ③CMやインフォマーシャルの提供、など。また、商売として、④貸しスタジオ ⑤ソフトの提供も考えられる。

#### 〈新本牧店の構想〉

・商圏は、根岸、磯子、杉田方面への拡がりを想定、約一〇万戸、五二万人。併せて、脱商圏客として東京方面から、横浜への遊び客の一部を呼び込む。

・店の規模は、「面積的には「つかしん」と同規模。そのほか、センターの核店舗として周辺地区を含めた街づくりをやってきたい。

・出店時には、ニューメディア対応設備を含めて、西武を越えたと評価される、生活情報発信基地としての店(街)づくりを実現する。

機関名 神奈川新聞社  
業種 新聞社(地方紙)

対象者 ニューメディア委員会事務局長 佐野氏

#### ニューメディア全般への対応策

・二年前、ニューメディア委員会（委員長——社長、委員——重役）を設置したが、動きは低調。  
・具体的には、——

① キャブテンに、電通を介して、IPとして参加。② 文字放送に関心を持ち、研究中。③ 新設の「横浜FM」に3%の資本参加。地域ニュースを提供。——将来、宅配に代わるデータ電送媒体としての可能性がある。④ 横浜銀行、電通等の研究会に参加。⑤ 各種ニューメディアの動向に目配り。

#### CATVへの考え方・取組み方

・事業主体になることは、莫大な費用がかかるので、将来的にも考えていない。  
・しかし、東急、相鉄等が進めている県下のCATVの動向及び全国各地の新聞社が主体となるCATVの動向には、注目している。

・県下CATVに関しては、相手方の動きに応じて、ニュースの提供等ケースバイケースで対処していく。（一定のスタンスは決めている。）

・一般論として——

① CATV事業の経営、特に都市型は難しい。② 既存波が多数ある中で、多チャンネルのメリットを訴求できるか。また、それに対応するソフトは確保できるのか等の疑問がある。③ 危機感、新聞よりも放送界に強い。

#### 新本牧地区との関連

・県下、他者に対すると同様にケースバイケースの同一スタンスで臨む。

・当面、可能なことはニュースの提供。そのノウハウ及び体制はある。

しかし、それを映像化する形での対応は、不得手の分野なので、すぐにはできない。

・運営主体設立に向けての、研究的なものを作られれば、現実性（生ぐささ）を承知の上で参加したい。

・ニュース提供等協力の判断基準は、将来の発展可能性を含めてみた、媒体としての価値におく。

機関名 元町SSS会

業種 商店街協同組合

対象者 専務理事 近沢氏

#### ニューメディア全般への対応策

・商店街のニューメディア取組みの事例は、神奈川県商工指導センター（マニキュアル作成中）で収集。

・中区全体としては、MM21に対する目的で、既存五商店街共通のネットワークづくりとして、ミニキャブテン導入を検討中。

・元町としては、ビデオテックス等を含めて検討した上で、NEC仕様の動画システム（ソフトはレーザーディスク）を導入し、

六一年二月から端末六台、（ソフトは「お店紹介」一店一五秒）で、二月からスタート。

・スタジオでは、将来、街のビデオ（編集）センターの方向で活用し、よい作品をソフトとして流すことも考えている。

#### CATVへの考え方・取組み方

・検討過程では、埋設ケーブルを使って、CATV化の案もだが、①システム本体だけで一、〇〇〇万円の追加投資が必要。②有効な用途が想定できない等の理由でやめる。

（現在の動画システムは、本体だけで二、〇〇〇万円）

・他地区のCATVは、テレビショッピングの観点から見ると、居住者の属性がある程度つかめる狭い地域を対象としているので、コスト次第では面白い商売ができる。（既存波では、数量は出るが、コスト面で合にくい）①属性に即した商品展開。②それを契機とした、来店の動機づけがポイントである。

## 新本牧地区との関連

・新本牧CATVにしても、我々の動画システムにしても、それだけではおそらく成り立たないので、市当局の指導で、将来的には少なくとも中区、西区全域をエリアとする情報ネットワークを想定し、その上で何をやるかを決めて、実験的に稼働させた方がよい。

・CATVに商店（街）が金を出せる条件は、マーケットサイズにつざる。

・CATVの採算ラインは、一人加入と言われているので、新本牧だけでは成り立たない。↓拡張が必要となる。

・将来、我々が行き詰って投げ出すときに、新本牧が受け皿として育っていることを期待する。

・いずれにしても、ニューメディアは行政のやれる仕事ではないが、受け皿は容易にみつからないと思う。

機関名 住宅都市整備公団

業種 政府関係特殊法人

対象者 都市開発事業部 都市技術開発課 安村氏

CATVへの考え方・取組み方

・補償施設として建設する場合を除き、CATVは公団にとって不可欠な施設ではないが、都心においては人工難視（公団建築物相互間の電波障害）、郊外においては自然難視が想定されるので、今後は増々CATVの建設にかかわらざるを得ない。

・しかし、将来にわたって、公団が直接施設の維持、運営に携わることは避けたいため、安定した運営（事業）主体への譲渡等が課題になっている。

・なお、公団が建設した施設の経費は、最終的には、土地等の販売価格に上乗せする形で処理している。

・CATV事業の先行きについては、ACCS及び光が丘の先行的実験を、民間CATV事業者と同様に注目している。

中でも光が丘は、高層高密度の住宅地で効率のよい運営が成立しなければ、他の見通しは全て暗くなるのではないかと思う。

## 新本牧地区との関連

〈運営主体の考え方〉

・可能性としては、無償譲渡を前提に以下のものが考えられる。

①CATV事業専門の第三セクターの新設（当該開発地・オール公団までのバリエーション）②既存第三セクターの活用（例えば、住宅管理協会、新都市サービス等）③受信者組合等の居住者組織 ④民間CATV事業者

・しかし、①③は、

(ア) 六〇〇～八五〇円/月（森の里、光が丘の例）の利用料だけでは、赤字が避けられない。——しかし、同時再送信を中心とするサービスでは、それ以上はとりにくい。

(イ) 公団として、赤字を事前にカバーする出捐ができない。——ACCSのような補償施設ならばいいが、それ以外の施設は格好の名目がない。

(ウ) モアチャンネル、モアサービスによる収入増加を図る方向は、追加投資自体がまず難しい。

また、可能になったとしても、事業として成り立つ見通しがない。

一方、④の場合は、無償譲渡自体に疑義がある。提携によるソフトの充実などの方向は、別の問題として考え得る。

ちなみに、現状は——

### ① 筑波研究学園都市

建設に先立ち、受皿となるCATV事業専門の財団ACCSを作り、建設段階から担わせる。ここは、補償施設なので、建築費のほか、二〇年分の打ち切り補償（基金化）が可能となる。

### ② 多摩ニュータウン

当初は、住棟別共聴、二年前からは街区別共聴をつくり、各々受信者組合に譲渡。各組合は、利用料をとって管理しているが、

将来の更新費までは見ていない。

③ 光が丘パークタウン

公団、東京都、都住宅供給公社が建設し、各々の所有のまま、公団がまとめる形で、公団傘下の第三セクター(財)住宅管理協会に管理委託。

④ 厚木ニュータウン「森の里」

公団所有のまま、第三セクター(財)新都市サービスに管理委託。——譲渡を折衝したが拒否された。

⑤ その他の補償施設(各所)

受信者組合受け皿ができた地域は、二〇年分をつけて渡し切り。——原則の姿勢。

しかし、受け皿がうまくできない場合は、公団所有のまま、二〇年分を基金化し、(財)住宅管理協会に管理委託。——この方式が八万戸近くにも達している。

### 財研究学園都市コミュニティケーブルサービス(ACCS)

#### 1、事業体の特性

○事業形態 財団法人(基本財産三、〇〇〇万円)

○設立年月 五六年八月

○従業員数 二七名(出向者が多い)

○サービスエリアと受信世帯数 { ・桜村、谷田部町等五町一村、約三二、〇〇〇世帯  
・約一九、五〇〇世帯 ・カバレッジ八九%

○設立契機と経歴 地区内高層建築物による受信障害対策事業。六〇年三月より郵政省の意向を入れて、「高度多目的利用」の実用化実験開始(三カ年)。

#### 2、事業内容

○チャンネル編成・サービス内容 ※○内はチャンネル番号

(1) 義務の再送信 VHF7波(NHK2波)<sup>③</sup>、NTV、TBS、フジ、朝日、東京<sup>⑫</sup> UHF2波(千葉テレビ、放送大学)↓VH

F変換)

(2) 準義務の再送信 FM4波(NHK、NHK水戸、東京、放送大学)

(3) 高度多目的利用実験

(ア) 自主放送(郵政省の地域還元の指導で、ハイバンド帯域、無料放送)

(イ) 専門放送 ミッドバンド帯域9波(映像音楽放送、CNN、テレビ埼玉、テレビ神奈川、ビデオチャンネル、衛星放送、

読売文字ニュース、英字文字ニュース、朝日文字ニュース)——別料金。ホームターミナルB型が必要(保証金一円で、

貸し出し)。

- (ウ) ケーブルテキスト、セキュリティー(セコムと提携)は、モニター実験的段階
- (エ) ベイテレビは、今後実験の予定。

○料金体系

(1) 基 本 戸建二〇〇円/月、集合一、四〇〇円/月・棟(アンテナ相当分)

(2) 専門放送 二、五〇〇円/月・棟 {六〇年度二、〇〇〇円、六一年度二、二〇〇円に減額  
三、〇〇〇世帯加入ベイラインの想定で、料金設定

○責任分界点 保安器(出力端子まで)

3、事業運営に際しての留意点—新本牧地区との関連で

○放送設備機器

・ ネットワークは、同軸ケーブル。双方向三〇MHz対応。中心地区共同溝、その他電柱共架で、延長三六〇km。住宅地が分散しているので、七ヶ所のサブセンターを配置したほか、センターに上り回線を使った「集中監視表示板」を設け、信頼性の向上、維持管理の円滑化を図る。

・ 自動送出機器(二四時間放送等の省力化)、低グレード機器(CATVの場合、ビデオは1/2インチで良質の画像を維持できる)の導入等で、コストを抑制。

・ ⑬~⑮の三チャンネルは、ベイテレビ用スクランブル放送対応。

○番組制作・サービス内容

・ 専門放送の中では、CNN⑮の人氣が高い。

・ 自主放送⑨は、自主制作、西武、ジャスコ等制作番組(インフォーマーシャル的)、購入番組(CM付き廉価)等で構成。コストの抑制、臨場感を出す等の観点で、生放送を指向。

・ スタジオは、無い。しかし、上り回線(三チャンネル分設定)による逆送りは、随所から可能。また、西武、ジャスコの館内スタジオにも直結。今後は、筑波大等とも結びたい。

・ ビデオチャンネル⑬は地域住民の制作したビデオを流す。支援するため、ビデオステーションを設ける。

・ 文字ニュース⑳、㉑は、ホームビデオ並みの装置で放送できるので、低コストで多チャンネル化する場合に便利。

○事業経営

・ 財団は、建設省、国土庁、NTT、常陽銀行等が出捐。

・ 義務的再送信の経費は、建設省で予算化され、住都公団を経て交付(人件費七人分を含む)。また、将来的には、施設建設時期に応じて各々「二〇年間の打ち切り補償」が保証されている。

・ 高度多目的利用の経費は、郵政省予算のほか、地区内出店の西武、ジャスコ等の寄附金などで賄う。将来的には、加入者の拡大(二、五〇〇円/月で三、〇〇〇戸がベイライン。現在は約五〇〇戸)、広告収入の開拓が課題。

・ 周辺地区(難視地区外)からの加入要請はあるが、現時点では工事費等の問題があるので拡張は考えていない。

・ 料金の滞納は、ほとんどない。

㈱日本ネットワークサービス(NNS)

1、事業体の特性



○事業形態 株式会社(資本金五億九、七〇〇万円)

○設立年月 四五年二月

○従業員数 八〇名(営業一五人、自主放送二五人、技術一〇人)

保守管理担当子会社(一〇〇%出資)(社員一六人は全員当社の出向)

○サービスエリアと受信世帯数(甲府市、韮崎市、市川大門町等二市一〇町二村 約九七、〇〇〇世帯・約五三、〇〇〇世帯・カバレッジ五五%)

○設立契機と経歴 ・東京波の地域外同時再送信を主事業に、山梨放送グループ内企業として発足。・五六年一月同グループから独立。・モアチャンネル・モアサービス本格化。

## 2、事業内容

○チャンネル編成・サービス内容 ※○内はチャンネル番号

(1) 地域内再送信 VHF4波(NHK、2波、山梨放送(NTV系列)、テレビ山梨(TBS系列) FM3波(NHK甲府、東京、放送大学)

(2) 地域外再送信 VHF3波(フジ、朝日、東京) UHF1波(テレビ神奈川↓VHF変換、実験放送名目)

(3) モアチャンネル

(7) 自主放送 (1)共同通信文字ニュース

(7) ミッドバンド帯域(衛星放送、放送大学) 専用コンバータ必要(一五、〇〇〇円で販売・二〇〇台普及)

(4) DATA-S・S音楽放送(PCM放送16ch) 専用コンバータ必要(テレビ放送とは、別契約八五〇世帯加入)

(4) モアサービス

(7) 六〇年三〜五月ベイテレビの有料実験 (4) PCM放送によるデータ伝送の検討

○料金体系

(1) テレビ放送 加入料 一台目七〇、〇〇〇円 二台目一五、〇〇〇円/台  
維持費 一台目一、八〇〇円 二台目一六、〇〇〇円/台(一括前納割引あり)

DATA-S 業務用 加入金二八、〇〇〇円 使用料スピーカー個数により五、〇〇〇〜一五、〇〇〇円/月  
音 楽 放 送 家庭用 CATV加入者 加入金二八、〇〇〇円 使用料二〇、〇〇〇円/年  
CATV未加入者 七〇、〇〇〇円/年 二五、〇〇〇円/年

○責任分界点 保安器(戸建、集合とも)

3、事業運営に際しての留意点―新本牧地区との関連で

○放送設備機器

・ ネットワークは、甲府HE及び市川HEから、同軸ケーブルをツリーシステム型で設置。片方向三〇〇MHz対応。電柱等共架。幹線・分岐ケーブル一、〇〇〇km、引き込みケーブルを含めると延長二、六〇〇km。増幅器は約二、〇〇〇台。カスケード段数は最大三三段。電柱等共架柱総数は二三、〇〇〇本。

・ ビデオ機器はVHSインテ。

・ CMやテロップの入力は、ワープロないしパソコンを使用。

・ スタジオは、自主放送の本格化に伴い五八年に建設。必要最小限の設備。例えば、カメラは全て内外兼用。

・DATA-S・Sの内、音楽系のチャンネルの送出は、コンパクトディスク中心。

○番組制作・サービス内容

・自主放送⑨は、自主制作（NNSニュース、スポーツ中継、地元取材番組等を形にとられず、ミニコミ感覚でつくる）、地元流通業のインフォーマーシャル、河合塾の講座、NHKニュースの時差再放送、朝日、読売の文字ニュース、CM付きパッケージ番組等地元と東京のものを組み合わせ、バラエティーに富み、しかも低コストの編成を心がけ一日一六時間送出。スポーツ中継の人气が高い。

・自主放送の番組案内は、当社情報誌（毎月十万部を新聞折込みで配布）で告知するほか、今春からは一般紙（朝、毎、サンケイ、山梨新報）にも掲載されはじめる。

・なお、朝日、読売の文字ニュースは、チャンネルを増やす場合には各々独自のチャンネル化もできる。

○事業経営

・開局二年目で、黒字経営となり現在に到る。全東京波を鮮明な画質で観られることが、魅力となっている。

・料金は、加入促進の観点で随時改定している。

・六〇年度の収入構成は、加入料・維持費九〇%、自主放送のCM収入一〇%、基本は、加入者の拡大にあり、年五、〇〇〇と六、〇〇〇世帯加入を目標に、営業マンを競合させている。今後も、年二〜三%の伸びがあれば黒字を維持できるが、加入率七〇〜七五%で限界。その時に備えて、ベイテレビ等を開拓。

・CM収入は、六〇年度で一億円強。自主放送の総経費（含・人件費）は賄いきれないが、加入促進効果等を勘案すれば、満足できる水準にある。

・保守管理は、社員、子会社、下請けを合わせて五〇人強で、六時〜〇時までの一八時間体制をカバー。無線カー十台を常時巡

回させて、早急な処理をはかる。

・施工は、実際には受信機に接続するまでを、当方でやるケースが多い。

レイクシティ・ケーブルビジョン(株) (LCV)

1、事業体の特性

○事業形態 株式会社（資本金三億五、〇〇〇万円）

○設立年月 四六年二月

○従業員数 二〇名（営業四人、放送三人、技術七人、事務六人）

○サービスエリアと受信世帯数 { 諏訪市、岡谷市等四市、三町 約六八、〇〇〇世帯  
・約二六、〇〇〇世帯 ・カバレッジ三八%

○設立契機と経歴 ・東京波の地域外再送信を主事業に発足。・五三年ハードウェアの不備、加入拡大努力の不足で経営難に陥る。・同年経営陣が交代して再出発。

2、事業内容

○チャンネル編成・サービス内容 ※○内はチャンネル番号

(1) 地域内再送信 VHF5波 (NHK、信州、信越、長野)

F M 4波 (NHK、東京、愛知、放送大学)

(2) 地域外再送信 VHF4波 (NTV、朝日、TBS、東京)

(3) モアチャンネル

(7) 自主放送 (イ) LCV-FM

(ウ) ミッドバンド帯域(衛星放送、二四時間文字ニュース、放送大学)専用コンバータ必要(4チャンネル用 一、二、〇〇〇円  
買い取り 四〇〇台普及)

(ニ) 有料FM音楽放送 [12ch、SBS音楽供給機にチャンネルリース  
別契約。業務用を中心に四〇〇件]

(4) モアサービス

(7) 自治体広報システム (諏訪市) (イ) 水道自動検針及び水源管理システム(岡谷市) (ウ) 医療支援システム(茅野中央病院)

(ニ) データ通信システム [カナダのナブが開発した  
単方向ケーブルによる方式] を開発中。

○料金体系

(1) テレビ放送 [加入金四五、〇〇〇円(解約時一部返済)・工事費実費(一五、〇〇〇〜二〇、〇〇〇円)  
利用料 一、六〇〇円/月。

(2) 有料FM [・保証金二〇、〇〇〇円  
・利用料 三、〇〇〇円/月。 ・工事費 [CATV加入者 八、〇〇〇〜九、〇〇〇円  
CATV未加入者一五、〇〇〇〜二〇、〇〇〇円]

○責任分界点 保安器

3、事業運営に際しての留意点—新本牧地区との関連で

○放送設備機器

・ ネットワークは、主幹線は一部を除き光ファイバー(双方向、延長三三km)、その他は同軸ケーブル(単方向、延長七五〇km)。エリアが五×五〇kmと細長いので要所(四ヶ所)にサブHEを設ける。単方向部分の増幅器は、将来の双方向化を考慮し、双方向仕様の一部部品を抜いたものを使う。

・ スタジオは、広さ等は必要最小限にとどめ、機器に金をかける。但し、その場合も自社開発(優秀な技術者の雇用が前提)、中古カメラ(高性能のものが安く買える)等のフル稼動でコストの削減を図る。

・ その他ケーブル機器、コンバータを含め、NEC等のメーカーと改良の共同研究を行なう。

○番組制作・サービス内容

・ 自主放送⑨は、自主制作(地域のニュース、スポーツ、トーク番組等)と購入ソフト等を合わせた三時間バックの四回リピート文字情報(赤ちゃん誕生、おくやみ)五時間の計一七時間が基本。地域の問題を掘り下げて取材する「アングル9」に人気がある。

・ モアサービスは、テレビピア(諏訪広域市町村圏)の関係で、地元自治体とタイアップして展開。

○事業経営

・ 再建のポイントは、(7)ハードウェアを充実し、停波ゼロをめざす。(イ)損益分岐点(一般的には一万世帯加入だが、特殊事情を加えて一万六千に設定)に向かって、加入者拡大に全力を注ぐ。(ウ)人件費を徹底的に抑制する(外部委託を活用。短期的には割高だが、長期的には社員を増やすよりも低コスト)等。その結果、三年目の五八年には損益分岐点を越え、翌五九年からは無借金経営に転換。

・ 加入者拡大及び保守管理は、地元の電器店で組織する「協力店会」に委託。——エリア内三〇〇店の内、五〇%約一五〇店が参加。電器店を味方しなければ円滑な展開はできない。

- ・地形難視の既存共聴システムは、条件があれば買取して拡大を図っている。
- ・六〇年度の収入は、六億円を予定。内訳は、利用料五億円、C M収入六、五〇〇万円、その他三、五〇〇万円。加入金は解約時に減価償却分を差し引いて返すので、収入とは考えない。C M料金は、ケースバイケース。
- ・今後の目標は、(ウ)ネットワークの拡大と充実(既進出地区の加入率六〇%)。(イ)T V、F Mとあわせ当面二〇C h、将来三〇C h、またハイテレビの実現。(ロ)モアサービスの事業化。第一種電気通信事業への進出。

### 財東京ケーブルビジョン(T C V)

#### 1、事業体の特性

○事業形態 財団法人

○設立年月 四五年一月

○従業員数 四〇名

○サービスエリアと受信世帯数 首都圏約一―万世帯

○設立契機と経歴 国等の事業による難視補償C A T V施設の運営・管理を担う受け皿として設立される。

#### 2、事業内容

○チャンネル編成・サービス内容

・原則として、当該地区既受信波の同時再送信。

○料金体系

・補償施設は、原因者負担なので、無料が原則。

○責任分界点 保安器

### 3、事業運営に際しての留意点―新本牧地区との関連で

#### (1) C A T Vの特徴

・C A T Vは、電話、電気と同様にヘッド中心の事業なので、空中波と異なり保守管理が極めて重要となる。

#### (2) 保守管理

・幹線の事故は、ほとんど生ぜず、大半は加入者からの苦情処理が占める。頻度は加入者がC A T Vに慣れた時点では、年二―三％に落ち着く。

・苦情の内容は、最近パソコン、ビデオ、ゲーム機の接続ミスによるものが増えている。しかし、そのような苦情も行ってみなければ何が原因かわからないので、結局は行かざるを得ない。また、行ったからには直さざるを得ないが、大体は五分程度の作業で終わることが多く、それに対して料金を請求することは難しいと覚悟しておいた方がよい。

・保守管理要員は、一―万世帯を五〇人でカバーしているが、新本牧では四、〇〇〇世帯を二―三人でカバーすることは無理なので、外部に委託した方がコスト的にはよい。

また、仮に内部でやる場合には、夜間は事故率が低いので、少なくとも夜間だけは単価は高くても外部委託した方が、結局は安上がりになる。

#### (3) 施設の更改

・立地条件や保守管理の如何にもよるが、アンテナは七―八年、増幅器等アクティブ機器は七―十二年、コネクタ等パッシブ機器は一―五年、ケーブルは一―五年以上の耐久性があると思われる。しかし、いずれにしても二〇年で施設の全面更改は避け

られないとの前提で、経営は考えた方がよい。

(4) 利用料の徴収

・誰が負担するかは別にして、CATVは保守管理が不可欠な以上、何らかの形で利用料（減価償却プラス保守管理費相当分）をとる必要がある。

・当財団が補償施設を引き受ける場合は、施設の総建設費（加入者宅引き込み工事費も含む）の六〇%をつけることを条件にしている。——幹線部は事故が少ないので、実効八〇%に相当。それを基金化して、その利子で運営・管理する。

(5) その他

・モアチャンネル、モアサービスは施設が複雑になると共に、加入者の苦情も増えるので、保守管理上はマイナス要因。

・高層建築も、戸建に比べれば電源の問題等が生じるので、保守管理上は歓迎出来ない。

財京阪神ケーブルビジョン

（大阪市・南港ポータータウン）

1、事業体の特性

○事業形態 財団法人

○設立（サービス開始）年月 五二年一月

○従業員数 常駐一名

○サービスエリアと受信世帯数 ポータータウン内 ・カバレッジ九八%  
約七、七〇〇世帯

○設立契機と経歴 地区内建築物（全て中・高層）相互による受信障害対策とニュータウンの美観確保。

2、事業内容

○チャンネル編成・サービス内容

(1) 同時再送信

VHF7波（NHK2波、毎日、朝日、関西、読売、大阪）

UHF2波（京都、サン↓VHF変換）

FM 2波（NHK、大阪）

(2) その他

六〇年四月―一〇月の間、自主放送の実験。

○料金体系

利用率 五〇〇円/月（各戸二端子が標準）

○責任分界点 保安器

3、事業運営に際しての留意点―新本牧地区との関連で

・ネットワークは、同軸ケーブル。幹線は双方向二五〇MHz対応。四つの住区に各々二系列計八系列を敷設。各々に異なる信号を送出することが可能。延長二〇km。

分岐線等は単方向を原則とするが、学校、集会所等は逆送りもできるように双方向化している。

全て地中埋設。

- ・停電による停波を避けるために、三重の停電対策を組み込む。
- ・スタジオ(三七㎡)を所有。自主放送実験中もほとんど活用せず。
- ・装置の一部はCCISのものを譲渡された。

○番組制作・サービス内容

- ・自主放送実験の結果は、(1)自主放送はペイしない。(2)スポンサーがつかない。(3)住民の参加意欲は乏しい。番組は、地区内の店舗紹介等買物情報、住民のスナップ、ポータタウン祭等の自主制作と、NASAのフィルム等無料の外部パッケージソフト等を組み合わせる。週三回各一〇時間三〇分を放送。

経費は、全額KCVの自己負担(C CISの装置譲渡の見返りとして負担)。

○事業経営

- ・昭和五二年の放送開始に先立ち、大阪市港湾局より無償譲渡を受け、以後の運営、管理責任を負う。(将来にわたる配慮はなかった)
- ・今後、自主放送等のサービス拡大は、収支の見通しが立たないので考えていない。衛星放送については、第二は有料放送に変わる話もあるので具体的に検討する。
- ・保守管理は、当財団の技術部門で対応。
- ・利用料には、減価償却も見込んでいるが、試算すると赤字。従って月七〇〇円に上げたいが、住民との関係で難しい。

財神戸市開発管理事業団

1、事業体の特性

- 事業形態 財団法人
- 設立年月 四四年四月
- 従業員数 CATV課八名(財団全体では、約100名、内、管理職以上は、全員神戸市からの出向)
- サービスエリアと受信世帯数
  - ・名谷、落合、ポータアイランド等6地区のニュータウン
  - ・約二万世帯(六〇年三月現在)
  - ・カバレッジ約八〇%

○設立契機と経歴 ・ポータアイランド以外は、地形難視対策。ポータアイランドは、未来都市としての美観確保及び地区内高層建築物による難視対策。

2、事業内容

○チャンネル編成・サービス内容

- (1) 同時再送信(六施設とも) VHF7波(NHK2波、毎日、朝日、関西、読売、大阪) UHF1波(サン↓VHF変換) FM2波(NHK、大阪)
- (2) その他
  - ・六〇年一〇月から、研究学園都市の施設を使って、自主放送の実験中。

○料金体系(六施設とも)

利用料 六〇〇円/月——人件費、物件費、減価償却費各々を想定。

○責任分界点 保安器

### 3、事業運営に際しての留意点—新本牧地区との関連で

#### ○放送設備

- ・ネットワークは、研究学園都市を除く五地区は、単方向二七〇MHz対応。研究学園都市は、地区内の公共公益施設との間を双方方向三五〇MHz対応。機器は、当財団仕様のものが多い。
- ・ケーブルは、全地区同軸ケーブル。但し、名谷HEと研究学園都市CATVセンターとの間は光ファイバー（並行する地下鉄のトラフの中に、地下鉄のITVと一緒に敷設し、区分所有）で結ぶ。今後、西神住宅団地にも幹線は光ファイバーで延長する。

#### ○番組制作・サービス内容

- ・自主放送の実験は、当財団のほか、神戸市、佛神戸市ニュータウン開発センター、NEC、住友商事が、人員（全スタッフ六人）、機材、ソフト等を応分に負担し、事業化できるか否かをハード・ソフトの両面で、経験的に確かめる目的で行なう。（六〇年一〇月～六二年三月）
- 番組は、自主制作（コミュニティ、情報、イベント等）と購入番組（映画、音楽等）を各一時間、計二時間のパッケージにして、一日五～六回流す。

放送日は、週四回、放送時間は一日一〇時間程度。

利用料は無料。 ・並行して、利用者のニーズ、意識調査を実施。

#### ○事業経営

- ・当財団は、一六年前、全額神戸市の出捐で設立。神戸市開発局が開発したニュータウン内の公益施設、体育・レクリエーション施設等の管理運営を主業務とし、年間収支規模は約三〇億円。

CATV事業は、昭和四八年に高倉地区でスタートする。建設の方法は、神戸市からCATV建設費を開発者負担金の形で受け取り、当事業団の責任で建設。以後の一切の責任を負う。（神戸市は、支出金を土地代に乗せして回収）

・CATV事業の収支は、ケーブル一〇年、機器七年で減価償却を行なっているので、「資金収支」はプラスだが、「損益収支」では年二、〇〇〇～三、〇〇〇万円の赤字となっている。——それは事業団の他の高収益事業（プールや駐車場）でカバーしている。

従って、現在利用料を六一年四月から月七〇〇円に上げる方向で利用者にはかっているが、交渉は難航している。——七〇〇円になっても、赤字は避けられない。

但し、ケーブル等は実際には一〇年以上は持つと思われるので、現状のままでも施設の更新に耐えられる用途はついている。保守、管理は、実際上は当方の施設を施工したNEC、八木アンテナ、DX等の業者に委託。苦情処理も、夜間は転送電話でそれらの業者に回し、二四時間受付体制を整えている。

・ニュータウン外への拡張は、メリットがないので、考えていない。

・衛星放送等サービスの拡大は、ニーズ次第で考える。ハード的にはどの施設も可能。

### 京都府和東町有線テレビ放送（WBS）

#### 1、事業体の特性

- 事業形態 和東町営
- 従業員数 三名

○サービスエリアと受信世帯数 全町、全世帯加入（約一六〇〇世帯）  
○設立契機と経歴

関西電力の高圧送電線建設に伴う乱反射障害（全町の九〇％）の補償施設整備を機に残り一〇％を単独事業としてケーブルを延長し、昭和五六年二月に「和東町有線テレビ放送」事業を開始した。

2、事業内容

○チャンネル編成・サービス内容

- (1) 同時再送信 VHF6波（NHK2波、毎日、朝日、関西、読売） UHF1波（京都（VHFに変換））
- (2) 自主放送

「テレビ行政」の推進を図っており、行政広報の媒体として活用するほか、住民参加の番組づくりによってコミュニティ・メディアとしての活用を行っている。また、議会中継も実施。

- (3) 音声告知放送 災害発生時の緊急放送と、通常の連絡放送

○料金体系

加入料と使用料は無料（町費ですべて持ち出しであるが、行政効果を考えると十二分にペイしている）

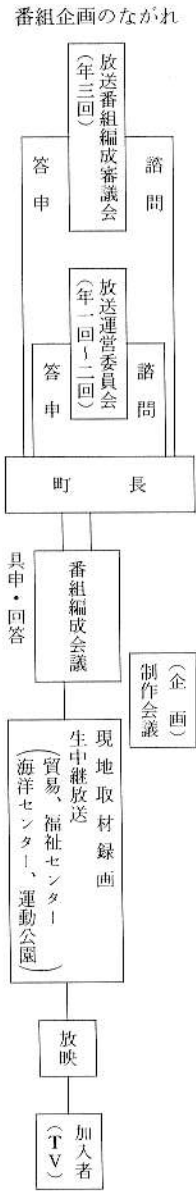
3、事業運営に際しての留意点―新本牧地区との関連で

○町負担についての基本的な考え方

CATVは、放送業務を主目的とするのではなく、行政推進の手段、媒体として活用する。つまり、一般放送局並みの画像提供をめざす必要はない。――それをめざせば、多くの専任スタッフ、優れた機材等が当然必要となり、それに伴って経費は膨張する。――そのような取り組み方は、自治体としてはむしろナンセンスである。従って、当町では、担当スタッフは広報業

務の三人とし、CATVに関する直接の人件費を極力抑制すると共に、一方では全職員がCATVにかかわる体制づくりをめざしている。また、機材等に関しても、必要最小限にとどめているほか、各関係課で負担するなどの処理を行っている。

○番組制作



○将来の構想

・多チャンネル化は、BSについては来年ぐらいから検討しなければならぬと考えているが、受信設備等の追加投資が必要となり、行政としてはそこまでのサービスはできないので、有料化を併せて考えたい。

CSについては、将来的にはCSを媒体としたCATVの全国ネットワーク化が図られることにより、ソフト面の供給は有利になってくると思う。

ペイテレビは、やるとすれば民活導入等を検討することになるが、農村地帯では難しいと思う。

・高度利用の面では、自動検針、ホームセキュリティ、ホームバンキングあるいはキャブテンとの接続などは、農村地帯にニーズはないと思う。

最も関心があるのは、健康管理等の分野での利用（例えば、診療所と結んだ在宅検診等）だが、その場合には施設の双方向化が必要となり、住民負担等いろいろな問題が出てくる。



## 奈良県下市町CATV(SIC)

### 1、事業体の特性

○事業形態 下市町営(下市町情報センター)

○従業員数 六名

○サービスエリアと受信世帯数 全町(三、一〇〇世帯)、加入率は九〇%

○設立契機と経歴 昭和四十六年四月から、学校間格差是正を主目的とするCATV施設の検討をはじめ、四十九年一月に中学校と六つの小学校を双方向同軸ケーブルで結び「教育情報センター」事業を開始。これをふまえて、段階的に全町CATV化工事に着手。五二年四月に「下市町情報センター」事業をスタートした。

### 2、事業内容

○チャンネル編成・サービス内容

(1) 地域内再送信 VHF7波(NHK2波、奈良、毎日、朝日、関西、読売)

(2) 区域外再送信 UHF2波(京都、テレビ大阪)

(3) FM同時再送信 2波(NHK、大阪)

(4) 自主放送 テレビ7波(5波は学校専用チャンネルで双方向伝送、1波は「SIC5ch」でコミュニティ番組を提供。残り1chは不定期使用) FM2波このうち1波は広報や緊急時の連絡用

○料金体系 加入料二万円、利用料月二〇〇円

○建設、設備等の費用(初期投資額)

CATV敷設等に係る総費用——七億八、〇〇〇万円

主な施設の費用・情報センター(農村環境改善センター) 建築費——一億八、〇〇〇万円(農村環境整備事業により完全補助)

・スタジオ等 設備機器費——一億五、〇〇〇万円

### 3、事業運営に際しての留意点—新本牧地区との関連で

○ネットワークの概要

アンテナは、情報センターの裏山に設置し、各放送波を各々専用アンテナで受信。

ヘッド・エンドは、情報センター内に設ける。

伝送路は、周波数帯域二五〇MHzで、主幹線等は双方向機能を持つ上り五回線、下り二〇回線。

伝送路(ケーブル)の総延長は約二〇〇km(幹線約九〇km、分配線約九七km)。引込線約七〇kmを除く。

○番組の制作①自主企画番組は、週平均三本(三〇分〜六〇分もの)を制作。②制作に際しては、原則として企画から編集までをひとりの職員が担当。③制作日数は、素材によって大きく異なる。例えば、映像祭に出すようなものは、企画三ヶ月、取材一年等々の時間がかかる。逆に二〜三日でできあがるものもある。④当センター外の機関等が自主制作した番組を持ち込むケースはほとんどない。

○学校教育放送の概要

各学校にある放送クラブが、校内のスタジオを使って自主的に作品を作り、日時を決めて、センターを介し、相互に交流している。

昭和62年3月

本牧地区にお住まいの皆様へ

CATV Q&A (早わかり)

—— CATV計画をご理解いただくために ——

横浜市都市計画局 開発部  
新本牧開発室

昨年12月下旬から今年1月下旬にかけて、5つの町内会ごとに「新本牧地区及び周辺の有線テレビジョン放送施設の維持管理運営に関する説明会」を開きました。

その際にご質問のあった点を中心に『CATV Q&A』(早わかり)をまとめました。

私ども横浜市としての対応と立場をご理解いただくとともに、この地区のテレビ受信障害問題を解消するための体制が確立する一助になれば幸いです。

- I CATV (ケーブルテレビ) とは何か……………受信障害の解消手段
- II テレビが見えにくくなったら……………補償の考え方と仕組み
- III 横浜市もお手伝いします……………地方自治体の立場
- IV みんなで支えるCATVです……………本牧地区での運営

この結果、当町の子供の映像表現力は、当吉野郡下では抜きん出ている。当センターを使い、吉野郡下の各小学生が同一テーマのもとに映像を作る機会があったが、他町村の児童は多いにとどまっていた。

テレビを使った共同授業(例えば、A校の授業をB校等に中継)は、まだうまくいっていない。

県の教育委員会が制作し、奈良テレビを介して放送している教材番組(各学年別)は、授業の進行等に合致しない場合が多く、あまり活用されていない。それを当方で録画ストックし、先生の要望に応じて、再放送するサービスは、好評を得ている。

○将来の構想

多チャンネル化は、当面教育チャンネルの充実を図る。

次いで、BSの導入が課題となるが、コンバータ購入(住民負担)の問題があるので、①住民の要望、②放送内容の充実度等を見合わせながら検討する。——一応、六四年度を目安としている。

自動検針システム、キャプテンと接続してのデータ検索システムなどでの利用も考えられるが、それには全施設の完全双方化等の財政負担問題がからむので、近い将来には不可能だと思ふ。



送を送るので、どのチャンネルでも良好な画像を、安定的に受けることができます。ですから、ビデオに記録する場合などにも大きなメリットがあります。放送衛星からの番組も見ることができるようになります。

また、ケーブルはテレビを数十チャンネルも送ることのできる能力がありますので、多少の投資によってテレビ以外のサービスをうけたり、地域のコミュニティ増進のための情報伝達などの手段として活用することも可能です。

**Q 4** CATVを設置するのにどのくらい費用がかかるのですか？

A 大体10万円～20万円の設置費用がかかります。(地域の地理的な条件や加入戸数、施設の機能などによって異なります。)また、施設の保守管理、耐用年数をこえた際の更新に別に費用が必要です。

**Q 5** CATVの施設の耐用年数はどのくらいですか？

A ケーブルについては20年、その他の施設(増幅器など)については10年くらいで更新する必要があります。

**Q 6** 現在、日本全国にどのくらいCATV施設があるのですか？

A 約4万4000の施設があり、約460万世帯が加入しています。  
(昭和61年3月末)

## I. CATVとは何か ……受信障害の解消手段

**Q 1** CATVとはどんなものですか？

A CATVはコミュニティ・アンテナテレビ、またはケーブルテレビの略称で、良好な電波を受信できる地点にアンテナと送信施設を設置し、そこからケーブルによって、各家庭へ放送を伝送するシステムです。

**Q 2** なぜCATVが設置されるのですか？

A CATVが設置されるのは、次のような場合です。

- ① 地形など自然条件によってテレビの電波が届きにくい所(山間僻地や盆地など)で、山などの上にアンテナをたてて、そこからケーブルによってテレビの放送を送る場合。……地形難視解消施設といえます。
- ② 高い建築物が立ち、その影響でテレビがよく映らなくなった場合。……ビル陰難視補償施設といえます。
- ③ 通常のテレビ放送以外に、映画、音楽、スポーツなどの専門チャンネル等のサービスを加えて営利的なサービスを行う場合。……都市型CATV施設といえます。

**Q 3** CATVを引くとどんな良い点がありますか？

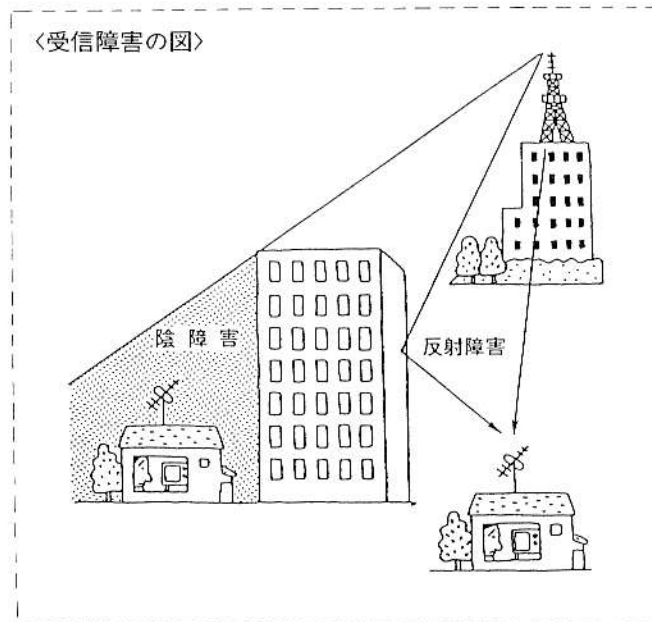
A CATVは最も受信状態の良いアンテナから、ケーブルによって放

II. テレビが見えにくくなったら ……補償の考え方  
と仕組み

Q 7 受信障害はどうして起こるのですか？

A テレビ放送の電波は、ラジオの電波と異なり、光と同じように直進性が強いので、建物等にぶつかると「反射波」を生じるとともに、電波の進行方向に「陰」を生じます。

この反射波や陰によって受信障害が起こります。



全国の世帯の14%が、大都市部では20~30%の世帯が何らかの形でCATVに加入していることとなります。高層ビルが次々とたつ都市部では、テレビの受信状況が悪くなる一方ですから、受信障害の解消手段としてのCATVの役割はますます重要になっていくといえましょう。

**Q11** 原因者が特定できない場合はどうなりますか？

A 建物が多くなると反射やビル陰が複雑になり、受信障害の原因者が特定できなくなります。受信障害の解決は当事者間の民事的問題であり、補償の要求をすべき相手が不明確ですと泣き寝入りを余儀なくされがちです。

新本牧地区の場合は、今後、様々な建物が造られるため、複合的な受信障害の発生が懸念されます。従って、これまでのような個別対応では、根本的な問題解決はむずかしく、新しい対応策が必要となります。

**Q8** どういう現象が起きるのですか？

A 放送局の送信タワーから直接届く電波と反射波が家庭の受信アンテナに飛び込むので、二重にずれた映像となります。

**Q9** 受信障害が発生した場合の解決方法は？

A 法律での明確な規定はありません。建築主側にも土地利用の権利がありますが、通常は国の指導方針（郵政省の「高層建築物による受信障害解消のための指導要領」）に沿って、原因者が特定できる場合はその建築主側が共同受信施設を建設しています。これを補償施設と呼んでいます。

施設の維持管理は地域でテレビ受信組合を作り、組合が自分で維持管理を行なう方法が一般的です。

**Q10** 維持管理経費は誰が負担するのですか？

A 受信障害は適法な権利にもとづく建築行為によって生ずるものなので、その解消については違法行為に対する損害賠償ではなく損失補償として取り扱われます。したがって、その解決は当事者間の話し合いで決まります。建築主側の責務は「20年間」と有限なので、一般的には、維持管理費については原因者が一定部分を負担し、あとは維持管理組合を結成し、その加入者がアンテナ更改費相当分を維持費として負担することになります。

Ⅲ. 横浜市もお手伝いします ……地方自治体の立場

Q12 本牧地区の受信障害の解消に、なぜ横浜市がかかわるのですか？

A 通常の場合、受信障害の解消は当事者間の問題であり、市が直接かかわることはありません。

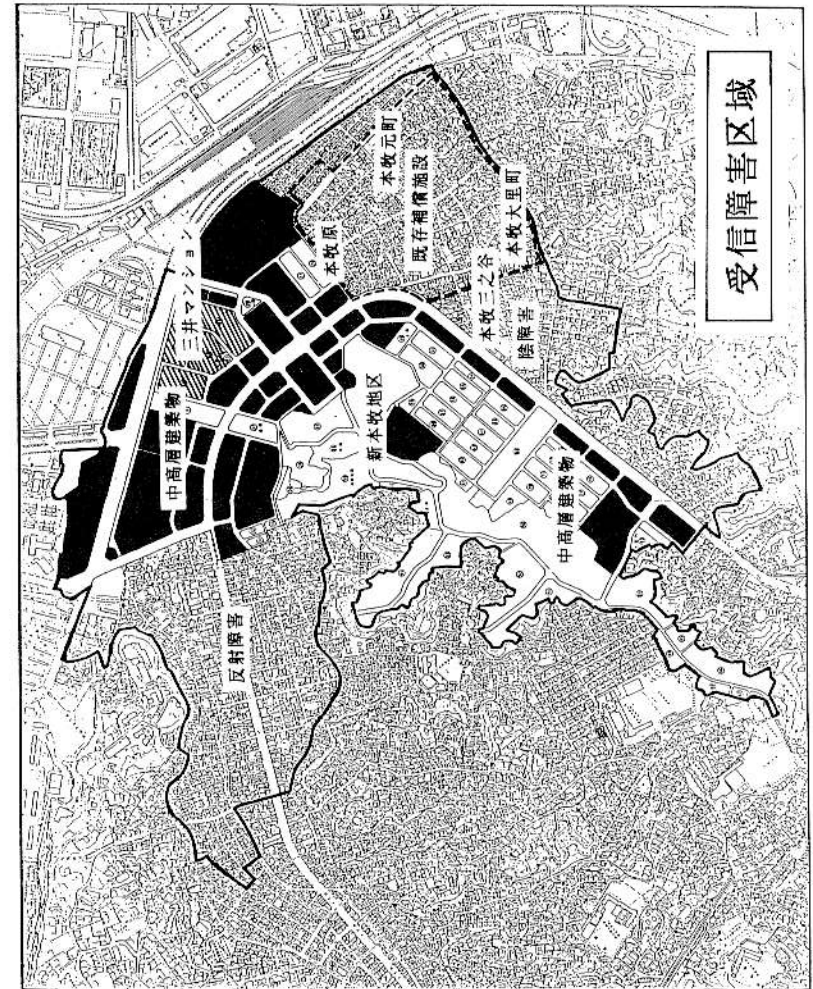
しかし、土地区画整理地区内に建設される建物による複雑な受信障害を解消するにあたり、個々の建築主との交渉や、施設の維持・管理などによる住民の皆様の負担を軽減するため、あえてあっせんを目的とした調整を行っているのです。

Q13 本牧地区での受信障害の解決方法はユニークなものと言われていますが、それはどんな点ですか？

A 受信障害は、多くの建物ができてくると、原因者が特定しにくかったり、多数の建築主との交渉が面倒なことから“泣き寝入り”してしまう例も少なくありません。

また、多くの所では施設の運営を住民が組織する組合によって行っていますが、この方式では故障やトラブルの際の対応など、日常の管理が面倒なうえ、約20年後の施設更新に大きな費用や手間がかかってしまいます。

本牧地区のCATVでは、これから生ずる受信障害地域をも含め、地域を一体的なものとして取り扱い、市が主導する財団が調整役を行うこ



**Q 1 6** 三井不動産の補償ではなぜいけないのですか？

**A** 三井不動産の補償の方式では、施設の設置は建築主である三井不動産自身が行いますが、施設は三井のマンションの居住者が組織する管理組合に移管されます。

したがって、施設の管理・運営はマンション居住者の管理組合の意志に任されることになります。

この方式ですと、もともと、本来の原因者でもなく、かつ、CATVについては全く未経験な者が運営を行うことになるので、将来の施設の更新なども十分にできない恐れがありますし、地域のための放送や、新しい番組のサービスが行われることは全く望めません。

とによって、当事者の負担を少なくするとともに、日常的な管理や更新時の対応についての住民の方々の負担を軽減しようとするもので、こういった方式は全国でも例がありません。

**Q 1 4** 本牧地区のCATVはどのような主体によって運営されるのですか？

**A** 市が設置する財団が運営にあたります。

この財団は、市とCATVに関連のある市内の民間企業等の協力により設置、運営されるもので、受信障害を解消し、安定的な放送を行うとともに、地域コミュニティのためのCATVの活用を図っていく公益的な団体です。

**Q 1 5** 財団の運営するCATVに加入すると、どんな利点がありますか？

**A** 主な利点は次のとおりです。

- ① 最適な受信点からテレビ電波を送りますので、今後、新たに建物が建っても鮮明な映像をお楽しみいただけます。
- ② 専門スタッフが常駐するので、皆様方のご意見や故障等への対応が素早くできます。
- ③ 施設の維持・管理運営はもちろん、20年後の施設の更新も財団が行いますので、皆様方の負担は大幅に軽減されます。
- ④ 若干の負担で、地域のための番組や通常のテレビでは見られない番組を見られるようになります。



① 将来、建物がたくさん建ってくると、三井の設置した施設の集中アンテナ自体が受信障害を受ける可能性があります。

その場合には、多数の建築物が複雑に影響しあうことよっての障害なので、原因者の特定が難しいばかりでなく、その際の当事者は、多数の建築主と施設の所有者である三井のマンションの居住者の管理組合になりますので、交渉が非常に困難になり、皆様方の意に沿った解決が図られる可能性は少ないものと考えられます。

② Q16にあるように、20年後の施設の更新が困難になります。

③ 財団で行う地域のための番組や通常のテレビで見られない番組供給などの新しいサービスは一切受けられません。

**Q20** 三井不動産の補償施設利用者のうち、財団のサービスを受けたいだけが加入することはできないのですか？

A CATVは、同一地域で2つの運営主体が二重にケーブルをひいて事業を行うことは法律上不可能です。

したがって、財団のサービスを受けるためには、地域のケーブル施設が一体的に加入していただく必要があります。

**Q21** 何年か後で加入することはできないのですか？

A 本牧地区のCATVの運営は、原因者、利用者の負担を基礎に行っているというものです。

財団は、この負担によってアンテナ施設や放送を送るためのセンター設備などの加入者に共通に必要な設備の維持管理・更新、サービス

**IV. みんなで支えるCATVです** ……本牧地区  
での運営

**Q17** 本牧地区CATVの施設整備や維持管理に必要な負担のしくみはどのようなものですか？

A 施設の整備は、区画整理地区内の中高層の建物の建築主全体の負担により、受信障害が生ずる地域を一体として行われます。

維持管理については、その大部分を建築主が負担し、一部をCATV利用者によってまかなわれます。

**Q18** 三井不動産では、永久に無料の補償をするという話でしたが？

A 受信障害の補償の考え方、しくみは、Q10のとおりです。

たとえ“永久”という言葉を使ってでも、法的には、一般に行われている補償のように、施設整備と20年間の維持管理費の一部負担と解釈されます。

ですから、三井不動産の場合も、文字どおりの“永久”ではありません。

**Q19** 三井不動産の補償施設だけ別個に運営すれば良いではありませんか？

A この方式によると、次のような欠点があります。



財団法人ケーブルコミュニティ横浜  
設立趣意書

横浜市は、かねてより、新本牧地区において「横浜国際港都建設事業新本牧地区土地区画整理事業」を推進してまいりましたが、本事業が進展し、都市としての熟成が進む段階では、同上事業地区内（以下「地区内」という。）およびその周辺地域（以下「地区外」という。）の広範な地域にわたり、テレビジョン放送の受信障害が発生することが予測されます。事実、既に一部地域においては受信障害の発生を見るに至っております。かかる状況からしても、受信障害解消のための抜本的かつ迅速な対策は、受信障害の原因者にとって急務となっております。

しかし、こうした都市の成長に伴う複合原因による受信障害の解決に当たっては、障害の原因者が個別に対策を講ずることは事実上困難であり、かつ、また、受信者のうける便益並びに原因者及び受信者の負担の公平を図る等の点からしても、公的な第三者機関が新たに設立され、この任にあたることを希求されております。

一方、弱電界地域における難視聴解消（あるいは遠隔地信号の再送信）からスタートしたケーブルテレビジョンは、その四半世紀を越える歴史を経て、単に既存のテレビの補完的システムとしての機能だけではなく、様々なサービスを包含する新たなメディアとして成長する兆しも見えています。情報ネットワークが生活基盤の重要な位置を占めるといふ社会は、「なるであらう」という未来あるいは近未来の話ではなく、既に「なりつつある」という現在進行形で語らねばならない段階になっていると言ってしまうでしょう。まさに、机上の問題ではなく、実用化の段階にあるといえます。

こうした諸般の事情に鑑み、ここに横浜市及び地区内地権者並びに関係者各位の参加と協力を得て、「財団法人ケーブルコミュニティ横浜」を設立し、地区内及び地区外における複合原因による受信障害を、統一的かつ合理的に解決し、

の提供をおこなっていくものです。

したがって、当初の負担とサービスとが見合うことによって財団が成り立っているのです。

ですから、後から新たに一体的に加入される場合には、これに見合う負担をすべていただくこととなりますので、加入金や接続のための工事費などが必要となりますし、利用料金も高くなります。

**Q 2 2** 財団のCATVの利用料金はいくらですか？ また、その内訳を教えてください。

A 利用料金は月額250円です。

利用料は、施設の日常的な維持管理費用として使われます。具体的には、専門のスタッフによる保守体制の維持や、故障の際の対応などの人件費などです。

この金額は、他の受信障害施設の料金にくらべ、決して高いとはいえません。

**Q 2 3** 集合住宅の利用料金はいくらですか？

A 集合住宅であっても、サービスの内容、コストや維持管理費用は一戸建ての住宅と同じなので、原則として同額の250円（月額）です。

また、高度情報社会にふさわしい都市の新しいコミュニティメディアとしてのケーブルテレビジョンシステムの可能性を探るべく、有線テレビジョン放送施設の高度な多目的利用に関する調査・研究・実験を併せ行い、もって地域社会の発展と公共の福祉の増進に寄与しようとするものであります。

### 財団法人ケーブルコミュニティ横浜

## 寄 附 行 為

### 第一章 総 則

#### (名 称)

第一条 この法人は、財団法人ケーブルコミュニティ横浜と称する。英文字による表記は、Cable Community Yokohama (略称、CCY)とする。

#### (事 務 所)

第二条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市中区に置く。

二 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を置くことができる。

#### (目 的)

第三条 この法人は、新本牧地区土地区画整理事業施行区域及びその周辺地区において、テレビジョン放送の受信障害を解消するため、有線テレビジョン放送施設によるテレビジョン放送の再送信に関する業務を行い、さらに有線テレビジョン放送施設の高度利用を図るための調査・研究を行うとともに、有線による自主放送の提供を行い、もって公

共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (事 業)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 有線テレビジョン放送施設によるテレビジョン放送の再送信
- (2) 有線テレビジョン放送施設を活用した自主放送番組の提供
- (3) 有線テレビジョン放送施設の高度な多目的利用に関する調査・研究
- (4) 委託を受けて行うテレビジョン放送再送信のための有線テレビジョン放送施設の設置及び施設の維持管理
- (5) 有線テレビジョン放送施設の利用に関する便宜の供与
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第二章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第五条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立に際し寄附された財産及び設立後に寄附された財産
- (2) 賛助費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

#### (資産の種類)

第六条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

二 基本財産は、次の各号により構成する。

- (1) 設立に際し寄附された基本財産
  - (2) 設立後に寄附された基本財産
  - (3) 理事会の議決により基本財産に繰り入れられた財産
- 三 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

**(基本財産の処分の期限)**

第七条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の四分の三以上の同意を得、かつ、郵政大臣の承認を受けて、これを処分し、又は担保に供することができる。

**(資産の管理)**

第八条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、理事長がこれを管理する。

- 二 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、若くは信託会社に信託し、又は、国債、公債等確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

**(経費の支弁)**

第九条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

**(特別会計)**

第十条 この法人は、事業を行う上で必要な場合には、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

**(事業計画及び収支予算)**

第十一条 この法人は、毎会計年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の議決を経、評議員会の承認を得てこれを定め、郵政大臣に届け出るものとする。これを著しく変更しようとする場合も同様とする。

**(事業報告及び収支決算)**

第十二条 この法人は、毎会計年度終了後三ヶ月以内に、その会計年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経、理事会の議決及び評議員会の承認を得て、郵政大臣に届け出るものとする。

**(剰余金の処分)**

第十三条 この法人の毎会計年度の剰余金は、翌会計年度へ繰り越し、又は理事会の議決を経て、その全部あるいは一部を基本財産又は特別会計がある場合には特別会計へ繰り入れるものとする。

**(会計年度)**

第十四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

**第三章 役員及び評議員等**

**(役員)**

第十五条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 十名以内
- (2) 監事 二名以内

二 理事のうち一名を理事長とし、また、専務理事、常務理事それぞれ一名を置くことができるものとする。

**(役員を選任)**

第一六条 役員は、評議員会において選任する。

- 二 理事長、専務理事、常務理事の選任の方法は、評議員会の議決を経て別に定める。
- 三 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

**(役員職務)**

第一七条 理事長は、法人を代表し、業務を総括する。

二 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

三 常務理事は、理事長の定めるところにより、日常の業務を処理する。

四 理事は、業務を執行する。

五 監事は、民法第五九条に定める職務を行い、かつ、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。

#### (役員任期)

第一八条 役員任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

二 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任する日の前日まで、職務の責にあるものとする。

三 後任役員任期は、前任者の残存任期とする。

四 増員によって就任した役員任期は、他の役員残存任期とする。

#### (役員解任)

第一九条 役員が次の各号の一に該当する場合は、評議員会において構成員総数の四分の三以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があるとき。

#### (役員報酬)

第二〇条 常勤役員については、評議員会の議決により報酬を支給することができる。

#### (評議員)

第二一条 この法人に、十名以上二十名以内の評議員を置く。

二 評議員は学識経験者のうちから、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

三 評議員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

四 評議員は、この法人の役員を兼ねることができない。

五 評議員には、報酬を支給しない。

#### (賛助員)

第二二条 この法人に、賛助員を置くことができる。賛助員に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

#### (顧問)

第二三条 この法人に、顧問を置くことができる。

二 顧問は、法人の運営全般について、理事長に意見を述べることができる。

#### (事務局及び職員)

第二四条 この法人に、事務局を置く。

二 事務局に事務局長を置くほか、所要の職員を置くことができる。この場合、理事長がこれを任免する。

三 事務局の運営に関して必要な一切の事項は、事務局長がこれを定め、理事会の承認を得て、これを執行する。

## 第四章 会議

#### (種別及び構成)

第二五条 この法人の会議は、理事会及び評議員会とする。

二 理事会は、理事をもって構成し、評議員会は、評議員をもって構成する。

#### (理事会の開催)

第二六条 理事会は、定例理事会と臨時理事会とする。

二 定例理事会は、毎年二回、理事長が招集し、これを開催する。

三 臨時理事会は、理事長が必要と認めたととき、又は、理事の二分の一以上若しくは監事から、会議の目的及び理由を付して請求のあったとき、理事長の招集によりこれを開催する。

四 会議を招集する場合は、構成員に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも七日前に通知しなければならない。

#### (理事会の権能)

第二十七条 理事会は、この寄附行為により別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

#### (理事会の議長)

第二十八条 理事会の議長は、理事長とする。

#### (理事会の定足数)

第二十九条 理事会は、理事の三分の二以上の出席がなければ、開会することができない。

#### (理事会の議決)

第三〇条 理事会の議決は、この寄附行為に特段の定めがある場合を除き、理事の過半数の同意を得て決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

#### (評議員会の開催)

第三十一条 評議員会は、定例評議員会と臨時評議員会とする。

一 定例評議員会は、毎年二回、理事長が招集して、これを開催する。

三 臨時評議員会は、理事長が必要と認めたととき又は、評議員会の二分の一以上若しくは監事から、会議の目的及び理由を付して請求のあったとき、理事長の招集によりこれを開催する。

#### (評議員会の権能)

第三十二条 評議員会は、この寄附行為により別に定めるもののほか、法人の運営に関し、理事長が必要と認めたと事項の

承認又は、諮問に応ずる。

#### (評議員会の議長)

第三十三条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員の中から互選により選任する。

#### (評議員会の定足数及び議決)

第三十四条 評議員会の定足数及び議決については、この寄附行為の第二十九条から第三〇条までを準用する。

#### (書面表決等)

第三十五条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

二 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

## 第五章 寄附行為の変更及び解散

### 資 料 編

#### (寄附行為の変更)

第三十六条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ構成員総数の四分の三以上の同意を得、かつ、郵政大臣の認可を得なければ、変更することができない。

#### (解散及び残余財産の処分)

第三十七条 この法人は、理事会及び評議員会において、それぞれ構成員総数の四分の三以上の同意を得、かつ、郵政大臣の許可を得なければ解散することができない。

二 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、郵政大臣の許可を得て類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

## 第六章 雑 則

(委 任)

第三八条 この寄附行為の施行について必要な事項は、この寄附行為で別に定めるものを除き、理事会の議決を得て、これを定めることができる。

### 附 則

- 一 この法人の設立当初の役員及び評議員は、この寄附行為の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 二 この法人の設立当初の会計年度の事業計画及び収支予算は、この寄附行為の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 三 この法人の設立当初の会計年度は、この寄附行為の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和六三年三月三十一日までとする。

あとがき

新本牧CATVプロジェクトは、多くの人の協力によって出来た。この度私達三人で本書の執筆を行ったが、もちろんこの三人でプロジェクトすべてを進めたわけではない。あえて三人が代表してみんなの苦労話を書きとどめたのである。

今振り返ると、これだけのことを役所にしては短期間にやり遂げたわけで、私自身かなり強引に事を進めたことも多かったかもしれない。陰では相当な反発もあったと想像する。しかし、誰かが率先して頑張るしかなく、口先だけでは駄目で、実際に行動するしかないのである。寝る時間も惜しんで、一日中次から次へと課題の対応に追われたこともしばしばであった。体力的、時には精神的にも滅入ったことも多々あった。

都市デザイナーという、まちづくりの形態的な側面を主に扱う立場からすると、ニューメディアは異質なものに見え、若干の戸惑いを感じた。しかし、これも森羅万象を扱うまちづくりの一要素であると理解し、柔軟な発想をもつことに努めた。

運営主体をつくることで一応所期の目的を達成したが、実際のビジネスとしては、まだ端緒にいたばかりである。なかなか先の展望がクリアーに見えないこともあり、これからが正念場である。

組織は出来てもそれを動かすのは人である。財団法人設立に至るまで私としても多くの人にまず私個人を信用してもらおうことを心がけた。そして、その信頼に応えるため最大限の努力をした。その過

程で、市の内外で、苦しいときに気安く相談に乗り、手を貸してくれる友人を得たことが大きな成果だったと思う。一つのことを成し遂げることによって初めて本当の信頼感が生まれる。

本書が、今後CATVに限らず、自治体の中で困難なプロジェクトに挑戦していく人に少しでも参考になれば幸いである。

最後に、CATVの「にわか専門家」の我々に、常に的確な助言を与えていただいた松平、石黒両氏には特にお礼を述べさせていただきます。

田口俊夫

<編著者紹介>

石田 正 いしだ・ただし

1950年横浜市に生まれる。明治大学法学部卒業。  
1973年横浜市入庁。教育委員会、財団法人日本都市センター研究室（派遣）、企画財政局企画調整室を経て、現在、都市計画局土地調整課課長補佐。  
著書（共同執筆）に、『自治体の土地政策』（ぎょうせい）、『テレポート』（日刊工業新聞社）などがある。

田口俊夫 たぐち・としお

1952年埼玉県浦和市に生まれる。マンチェスター大学大学院アーバン・デザインコース修士課程修了、早稲田大学大学院建設工学科修士課程修了。  
1978年横浜市入庁。企画調整局都市デザイン担当、港南区建築課を経て、現在、都市計画局新本牧開発室担当係長。

岡本孝夫 おかもと・たかお

1950年埼玉県与野市に生まれる。早稲田大学文学部卒業。  
1973年横浜市入庁。鶴見区、環境事業局、市民局を経て、現在、企画財政局市政100周年記念事業推進担当係長。

横浜・本牧CATV奮戦記

—CATVとまちづくり—

© 1988年

昭和63年3月25日 初版第1刷発行

定価1,600円

編著者 石 田 正  
田 口 俊 夫  
岡 本 孝 夫  
発行者 大 田 昭 男  
発行所 公務職員研修協会

〒101  
東京都千代田区神田神保町2-12  
T E L 03 (230) 3701  
振 替 東 京 6-154568

落丁・乱丁はお取り替え致します。

印刷 九 段 図 書